西部市民センターの使用許可取消又は使用停止について（お知らせ）

福山市市民センター条例第６条の規定に基づき，災害（避難場所開設等）その他の管理上の理由などにより，使用の許可を取り消し，又は使用を停止する場合があります。

その場合には，使用許可の取り消し，又は停止した翌日から起算して，おおむね１か月以内に使用日の変更を検討いただきますようお願いします。

なお，使用日の変更が難しい場合には，既にいただいている使用料を，御指定の口座に全額還付いたしますので，還付の手続きが必要となります。

問合せ先　　松永市民サービス課

電話　０８４－９３０－０４００